

令和6年第3回美馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月26日(火)午後2時～

2. 開催場所 美馬市役所北館1階101, 102会議室

3. 出席委員

1番 美馬 英二	11番 蔭山 勝利
2番 逢坂 利人	12番 河野 弘彦
3番 佐藤 貞男	13番 尾方 隆子
5番 竹田 勝一	14番 河野 耕八郎
6番 黒川 邦晴	15番 小田 一夫
7番 藤本 尚人	16番 長浦 勝幸
8番 谷 富廣	17番 安達 英雄
9番 大久保 孝雄	18番 藤岡 由信
10番 原田 政憲	19番 村上 一好

4. 欠席委員

4番 天毎木 孝利	
-----------	--

5. 事務局

局長 中津 圭二	
局長補佐 大久保 政博	
事務主任 小島 靖彦	

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 議案第10号 非農地証明願について

第5 議案第11号 令和5年度第12期農用地利用集積計画について(諮問)

第6 議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について

7. 会議の概要

	開会 午後2時
事務局長	それでは、ただ今より、令和6年第3回美馬市農業委員会総会を始めさせていただきます。只今の出席委員は19名であり、定足数に達しておりますのでご報告いたします。それでははじめに、河野会長からご挨拶をいただきたいと思ひます。
会 長	【会長挨拶】
事務局長	議長につきましては、会議規則第6条に基づき、会長が総会の議長として、議事を整理していただきますので、よろしくお願い致します。
議 長	それでは早速でございますが、会議を始めさせていただきます。着座にての進行とさせていただきます。 日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、いつもの例のように議長の指名でよろしいか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。それでは、3番佐藤委員、5番竹田委員のお二人にお願いしたいと思ひます。よろしくお願い致します。 次に、日程第2、議案第5号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。今回、3条申請は5案件でございますが、これらの申請については、法定の添付書類は整っております。 議案書1ページをお開き下さい。 番号1です。申請地は、美馬町字下ノ段●●。地目は、畑。面積は、1,543㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。耕作面積は、22,281㎡。通作距離は、2.6kmで、稼働人員は3人となっております。この農地は、農地所有適格法人である譲受人が、売買により農地を取得するものです。農地取得後は、タンポポ茶の原料となるタンポポの栽培を行うこととしております。農機具の所有状況は、記載のとおりです。申請地は、中上集会所の南西●●に位置する農地であります。 番号2です。申請地は、美馬町字北土ヶ久保●●。地目等は、畑。面積は、356㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、2,619㎡。通作距離は、2.5kmで、稼働人員は1人となっております。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、じゃがいもや玉ねぎ等の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書記載のとおり

	<p>です。申請地は、美馬郵便局の西●●に位置する農地です。</p> <p>番号3です。申請地は、美馬町字切久保●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は合せて、2,070㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、8,649㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は2人となっています。この農地は、●●間の贈与による譲受けとなります。農地取得後は、水稻や果樹の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書記載のとおりです。申請地は、旧切久保小学校の南●●に位置する農地です。</p> <p>番号4です。申請地は、脇町字西俣名●●。地目は、田。面積は、1,144㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●。耕作面積は、14,103㎡。通作距離は、100mで、稼働人員は4人となっています。この農地は、売買による譲受けとなります。農地取得後は、水稻の作付けを行う計画です。農機具の所有状況は、議案書記載のとおりです。申請地は、清水郵便局の北東●●に位置する農地です。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>次に、番号5です。申請地は、穴吹町口山字湊名●●。地目は、畑。面積は、305㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は●●であります。耕作面積は、1,925㎡。通作距離は、18.6kmで、稼働人員は2人となっています。この農地は、贈与による譲受けとなります。農地取得後は、ユズの栽培を行う計画です。農機具の所有状況は、議案書記載のとおりです。申請地は、旧湊名小学校の北西●●に位置する農地です。</p> <p>以上、これらの5案件は、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。農地法第3条の規定による許可申請についての概要説明を終わらせていただきます。</p>
議 長	それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、7番藤本委員お願いします。
7番 藤本委員	はい、7番藤本です。番号1の案件を説明させていただきます。3月19日に現地確認いたしました。この農地につきまして、現在は、草が生い茂っておりますが、ここでタンポポを栽培して有機タンポポを製造販売するという事です。しっかりとした事業計画が提出されておりますので、周りに影響を及ぼすことも無く、問題無いと思われれます。
議 長	番号2は2番逢坂委員お願いします。
2番 逢坂委員	2番逢坂です。3月21日に現地確認いたしました。草は生えておりますが、周りの雑木は伐採しており、畑作はできる状態です。特に問題はありません。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長	番号5は、2番逢坂委員お願いします。
6番 黒川委員	はい、6番黒川です。3月20日に現地確認いたしました。事務局の説明のとおり問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	番号4は、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野です。3月26日に現地確認いたしました。一度、香川県に入り、山道を行ったところにある農地であります。●●が農地を買って耕作するとのこと。●●は、きちっと耕作されると思っております。特に問題はありません。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	番号5は、17番安達委員、お願いします。
17番 安達委員	はい、17番安達です。3月20日、現地確認いたしました。現地は、●●にあります。道路沿いのユズ畑であります。譲受人が適正に草刈り等管理をされており、特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせていただきたいと思えます。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
議 長	他にございませんか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号5の許可申請5案件について、許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議無しの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請5案件につきまして許可することと決定いたします。
議 長	次に、日程第3、議案第9号農地法第5条の規定による許可申請について事務局からの説明を求めます。
	(事務局長、挙手)
事務局長	<p>議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の説明をさせていただきます。この5条申請について、法定の添付書類は整っております。</p> <p>番号1です。転用場所は、美馬町字天神北●●。地目は、田。面積は、373㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。事業計画変更を伴う所有権移転による転用申請です。</p> <p>当初計画者は、譲渡人である●●が、平成30年9月、居宅を建築するとして県の農地転用許可を受け、農地を取得しました●●。この度、譲受人である●●が、新たな事業計画者として居宅を建築することとなり転用許可申請を行うものです。造成計画として、表土をすきとり、東側に隣接する市道の</p>

	<p>高さまで、山土により約30cm程度、盛土を行ないます。周囲は、既設コンクリート擁壁で囲まれています。居宅は木造平屋建、建築面積103.25㎡であります。取水は市営上水道を利用し、雨水は、自然浸透とします。汚水は、市管理の農業集落排水施設に接続します。なお、取水・排水については、施設管理者と協議済みです。申請地は、美馬中学校の東●●に位置する農業振興地域指定内の農地ですが、農振除外がなされております。また、農地区分は、水道管・下水道管が埋設されている道路の沿道区域であって、おおむね500m以内に2つ以上の教育施設・医療施設が存在することから、農地区分は、第3種農地と判断をされます。</p> <p>次に、番号2です。転用場所は、脇町字拝原●●。地目は、田。面積は、279㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。居宅の建築に伴う、所有権移転による転用申請です。造成計画としましては、表土をすきとり、花崗土により約20cm程度、盛土を行ないます。周囲は、境界コンクリート擁壁を設置します。居宅は、木造平屋建、建築面積77.01㎡であります。取水は、市営上水道を利用し、汚水は、合併処理浄化槽により処理した後、東側に隣接する市道側溝へ放流します。雨水も同様とします。なお、排水については、市道路管理者と事前協議が行われております。申請地は、美馬市消防署●●に位置する農振農用地指定のない農地、白地であり、農地区分は、第1種農地と判断をされますが、不許可の例外規定の集落接続に該当いたします。</p> <p>次に、番号3です。転用場所は、穴吹町三島字舞中島●●。地目等の詳細は、記載のとおりです。面積は、合わせて、2,443㎡であります。譲渡人は●●。譲受人は、●●であります。フィット法による高圧太陽光発電施設の設置に伴う所有権移転による転用申請です。計画としまして、現状地盤のまま、不陸整正を行ない防草シートを敷設します。周囲には、フェンスを設置します。取水・排水等は生じません。雨水は自然浸透とします。施設の管理は、年3回以上の草刈りを行なうこととしております。申請地は、三島会館の東●●に位置する農振農用地指定のある農地であります。農振除外がなされており、農地区分は、第2種農地と判断をされます。</p> <p>以上で農地法第5条の規定による許可申請について、3案件の概要説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。番号1は、3番佐藤委員お願いします。</p>
3番佐藤委員	<p>はい、3番佐藤です。3月19日に現地確認いたしました。現地は、多少、草が生えておりますが、入口にはロープが張られて管理されておりました。</p>

	特に問題は無いと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号2は、12番河野委員お願いします。
12番 河野委員	はい、12番河野です。3月24日に現地確認いたしました。この土地は、●●から分筆された土地であり、今までは、●●が耕作をしておりました。周辺の土地として、●●は所有者の耕作地であり、●●は、●●の所有する土地であり、●●という方が耕作をしております。●●は●●の土地で●●が耕作をしております。日照についての問題が懸念されますが、建てる家が平屋ということで、●●の農地所有者に確認したところ、問題無いということです。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	番号3は、8番谷委員、お願いします。
8番 谷委員	はい、8番谷です。3月22日に現地確認いたしました。特に問題はありませぬ。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 長	ご報告ありがとうございます。これから、討議に移らせて頂きたいと思っております。何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
議 長	お諮りいたします。番号1から番号3の3案件について、許可相当とすることに異議ございませんか。
委員一同	(異議無し)
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、許可相当と決定し、県へ意見書を送付いたします。
議 長	次に、日程第4、議案第10号非農地証明願について、事務局からの説明を求めます。
事務局長	<p>それでは、議案第10号非農地証明願、1件につきまして説明をさせていただきます。</p> <p>議案書4ページをお願いします。</p> <p>番号1です。申請場所は、美馬町字切久保●●。地目等の詳細は記載のとおりです。面積は、合わせて、7,335㎡です。●●より非農地証明願が提出されました。申請地●●の農地は、たばこの栽培を行なっておりましたが、昭和60年にたばこの専売制度が廃止されたことから、その後、耕作にいたらず山林となったものです。また、●●の農地については、転用許可を受けなければならないことを知らなかった申請人が、家業の土木業のための資材置場としたものです。申請者から提出されました日本地図センター発行による航空写真からも、20年以上前から非農地化していることが確認できます。また、市農林課においては、農振農用地指定のない白地であること確認しております。申請地は、非農地証明の許可要件である20年を経過して</p>

	<p>おり、農地への復元が不可能であり、農地行政上、支障がないと認められる土地であると判断されます。</p> <p>非農地証明願につきましては、以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、現地確認報告を求めます。6番黒川委員お願いします。</p>
6番 黒川委員	<p>はい、6番黒川です。先般、事務局と一っしょに現地確認いたしました。何ら問題はありません。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ご報告ありがとうございます。それでは、審議を行います。何かご意見ご質疑はございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。非農地証明願について、ご異議は、ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
	<p>異議なしと認めます。よって、議案第10号 非農地証明願については、非農地証明書を発行することと決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第11号、令和5年度第12期美馬市農用地利用集積計画書についての審議でございます。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>先にお配りしております議案第7号、美馬市農地利用集積計画書の2ページをご覧ください。新規の利用権設定面積は、24,394㎡。更新の利用権設定面積は、29,380㎡です。利用権設定筆数は、62筆。利用権を設定する件数、延べ20件。利用権設定を受ける者、組織は12件です。</p> <p>以上の計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。</p>
議 長	<p>ご意見ございますか。</p>
委員一同	<p>(意見無し)</p>
議 長	<p>お諮りいたします。それでは、議案第11号、令和5年度第12期美馬市農用地利用集積計画書については、原案どおり決定することとしてよろしいか。</p>
委員一同	<p>(異議無し)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。このことについては、原案どおり決定し、市長へ答申することといたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第6、議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行願について、農林課の佐古事務副主任より説明を求めます。佐古事務副主任、前の席へお願いします。</p>
	<p>(佐古副主任、事務局席へ移動)</p>
佐古副主任	<p>農林課の佐古です。よろしくお願いします。</p>

議案第12号について、私から説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

美馬市におきましては、年2回、5月と11月に、所有者からの申出という形で、農振農用地区域からの除外及び編入申出の受付を行っております。今回、ご意見を頂くのは、令和5年11月に受付をいたしました、除外申出に係る農業振興地域整備計画の変更についてでございます。農用地区域内の農地は、農地法第4条及び第5条によりまして、農地転用の制限がなされており、農地転用の申請をする場合は、事前に農用地区域からの除外が必要となります。今回農業委員会からご意見をいただきますものは、令和5年11月に受付をいたしました、合計20件、40筆、合計面積28,977.45㎡の土地についてでございます。委員の皆様方には、本日の総会に先立ちまして、議案書とともに農用地利用計画変更一覧表と住宅地図及び航空写真をお配りさせていただいております。なお資料については総会終了後回収させていただきます。内容につきましては、ご承知いただいていると思いますので、概略と主立った案件についてご説明させていただきます。地域の内訳としましては、美馬町から9件21筆。脇町から9件、14筆。穴吹町から2件、5筆となります。理由別の内訳としましては、住宅が、5筆。駐車場および資材置場が、2筆。植林が、5筆。その他が、28筆となっております。

主立った案件9件について、説明させていただきます。事前にお配りさせていただいておりました「農用地利用計画変更一覧表」と「参考資料」をご覧ください。

まず始めに、1件目、変更一覧表1ページ目、参考資料2ページから5ページ、美馬地区1番の●●について、所有者は美馬町在住で、高齢で農業をすることが困難で、後継者もないため、利用者である●●と賃貸借契約を締結し、太陽光発電事業を実施するため、除外申請に至りました。計画地には進入防止のためフェンスを設置することを土地利用計画図で確認し、土地の防除作業および問題が発生した場合、転用者の責任で解決することを事業計画に明記されています。なお当該申請地は2種農地となり、太陽光発電施設の設置目的での転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、2件目、同じく変更一覧表1ページ目、参考資料10ページから13ページ、美馬町地区3番の●●について、所有者が高齢になり、後継者もおらず、農業を継続することが困難で、現在休耕地です。利用者である●●へ、土地の売却し、木材生産用植林場設置を実施するため、除外申請に至りました。

申請地付近に本市水道施設が存在するため、埋設確認を行い、配水管等の水道施設が地下に無いことを事業計画書にて確認しています。なお当該申請地は2種農地となり、木材生産用植林場の設置目的での転用が可能であることを農

業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、3件目、変更一覧表3ページ目、参考資料47ページから51ページ、美馬町地区9番の●●について、申請者は、●●で隣接地にお住まいの所有者より、使用貸借契約を締結し事務所兼住宅と除外申請がありました。なお、当該申請地につきましては、面積1,716㎡になりますが、傾斜地を含んでおり、自家用車の住宅兼事務所への進入路確保する必要があるため、本件の全面積除外および転用はやむを得ないと、徳島県西部総合県民局農村保全担当と農業委員会事務局へ確認済みであります。

続いて、4件目、変更一覧表4ページ目、参考資料62ページから66ページ、脇地区3番の●●について、所有者および利用者は●●です。変更目的は、住宅および駐車場の新設です。北側の事務所兼住宅は2階に水周りが存在しています。しかし加齢による身体機能低下により、階段移動が困難になり、また近隣にお住まいの方に土地を借りて駐車場として利用させてもらっています。申請地畑部分には住宅を新築し、田部分には駐車場および物置を設置します。なお当該申請地は2種農地となり、転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

続いて、5件目と6件目は所有者が同一の方のため併せて説明します。、変更一覧表4ページ、5ページ目、参考資料67ページから70ページ、90ページから94ページ、脇地区4番9番の●●について、申請者は、●●で、申請地は20年以上耕作されておらず、現況が山林化してしまっており、農地へ復旧するのが困難な状態であります。申請者は地目を現況どおりの、「山林」に変更したいと考え、除外申請に至りました。なお、農振除外手続完了後は、農業委員会へ「非農地証明」を申し出る予定であると伺っております。

続いて、7件目、変更一覧表4ページ、5ページ目、参考資料84ページから89ページ、脇地区8番の●●について、利用者は当該申請地に隣接する●●にアパート建設し、そのアパート用駐車場を設置するため、当該申請地の除外申請に至りました。進入路としては申請者所有している●●を利用します。なお、●●に古墳があるため、工事前に本市教育委員会地域学習推進課へ文化財保護法に基づく届出を提出するように転用者へ説明してあります。

最後に、8件目、変更一覧表6ページ目、参考資料100ページから107ページ目、穴吹地区2番の口山字中野●●について、利用者●●、野菜や柑橘系を栽培していましたが、シカ等の被害により栽培継続することが厳しかったため、クヌギを植林しシイタケ栽培を行うため、除外申請に至りました。なお当該申請地は2種農地となり、転用が可能であることを農業委員会事務局と確認済みであります。

概要及び主立った案件につきましては、以上でございます。この40筆につ

	<p>きましては、令和6年3月14日に開催した、美馬市土地利用対策会議において、除外に伴う審議を行い、農用地区域からの除外を了承することを市長へ報告しております。今後の作業経過といたしましては、今回の農業委員会からの意見をいただくのと同様に、関連いたします土地改良区、美馬農業協同組合等、各種関係団体へ農振除外についての意見聴取依頼をしており、回答がまとまり次第、県へ事前協議書を提出いたします。県より事前協議の同意が得られましたら、縦覧期間として30日間、異議申立期間として15日間の期間を設けることとなります。</p> <p>以上の法的事務処理期間が経過した後、県へ除外の最終認可申請を提出し、県より最終の除外変更同意を得て、除外手続きの完了となります。除外完了後に、農地転用申請が挙がってくることになるので、農業委員会には農地法に基づきご審議いただくことになると思います。除外についての意見聴取は、転用の可否を審査するものではなく、農業振興を図るべき土地、地域から除外することについてのご意見をいただくものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	ご説明、ありがとうございました。
	それでは、討議に移らせて頂きたいと思います。何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委員一同	(意見無し)
	お諮りいたします。農業振興地域整備計画の変更について、適正と認めることに、ご異議はございませんか。
委員一同	(異議無し)
議長	異議が無いようです。よって、議案第12号農業振興地域整備計画の変更に伴う意見書発行については適正と認め同意することと決定いたします。 佐古事務副主任、元の席にお戻り下さい。
	(佐古副主任、自席へ移動)
議長	以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。これをもちまして、令和6年第3回美馬市農業委員会総会を閉会いたします。

美馬市情報公開条例第7条第1項第1号及び第5号、第6号に基づき、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの、市の機関、国の機関、他の地方公共団体の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、争訟に係る事務に関し、市、国、他の地方公共団体の当事者としての地位を不当に害するおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては非公表とする。

